

[課程-2]

審査の結果の要旨

氏名 伊吹 友秀

本研究は、近年急速に技術的な革新の進む着床前診断(PGD)について、特に、その広範な応用可能性(Ex. 性別の選択、HLA のマッチング等)の是非について医療倫理学・生命倫理学の観点から理論的な分析を試みたものであり、下記の結果を得ている。

1. PGD の倫理的な問題について、これまでの国内で行われてきた議論を収集して整理し、反対派は主として「女性の抑圧」、「生命の選別」を問題にしてきたこと、肯定派は「医学的な有用性」を根拠にしてきたことを指摘した。その上で、PGD の応用可能性を考慮した場合には、これらの従来の論点では議論しきれない点がありうることが示された。
2. PGD とも関連して、現在、大きな議論となっている「生殖における善行原則」(＝親には最善の子どもを産む義務があるとする倫理原則)について批判的に精査し、その論争状況を明確化した。これらの議論においては、親の自由や自律を尊重する立場と、生殖における善行原則が対立することが知られていたが、これら異なる立場の間で交わされてきた論争を整理すると、両者の主張には見かけほどの差異はないことが示された。さらに、両者の意見の調停を図る上で、生殖における善行原則の規範的な妥当性の根拠についてさらに分析をした結果、従来の功利主義的な基礎づけを、さらに、徳倫理の観点から補足することの有用性が示唆された。
3. 上記のような徳倫理の観点から補完された生殖における善行原則の観点(＝「徳倫理—生殖における善行原則」アプローチ)は、倫理学上の徳倫理の観点から十分に根拠づけることが可能であること、その際には、親の「慈愛の徳」が重要な概念となることが示された。さらには、このような慈愛の徳という観点は、徳倫理を生殖医療の倫理に応用した既存の議論において重要視されてきた親の「受容の徳」という観点と、常に対立するわけでもないということが論証された。

4. 最終的に「徳倫理—生殖における善行原則」アプローチの観点から、PGDの将来的な応用可能性について考えた場合、性別の選択や遺伝性のがんのリスクの回避、さらには、非医療目的での利用等について、必ずしも常にその利用が制限されるわけではないことが示された。一方で、HLAマッチングを目的としたPGDの利用については、それが生まれてくる子供の幸福を考えたらうで利用される可能性が低いことから、利用が推奨され難いということが論証された。

以上、本論文は、今後PGDの技術的發展に伴い、必然的に重要性が増すが、国内ではまだ議論が進んでいない、PGDの様々な応用的利用に関する倫理的な問題について、広い視野から包括的に議論を行い、「徳倫理—生殖における善行原則」という従来の議論を乗り越える議論が提示され、その有用性が検討された。このような研究は、国内外で類を見ないだけにとどまらず、既存の医療倫理、生命倫理の理論にも果敢に挑戦し、それを乗り越えようとする試みであり、その成果は学位の授与に値するものと考えられる。